京城日報

インパールの悲劇大詰へ

敵第四軍八萬五千 今や全滅の危機
進攻作戰の大勢決す

【中部印緬國境○○にて長谷川報道班員廿八日發】今次印度進攻作戰の大きな特徴は敵兵團を捕捉しつゝこれを各個に殲滅し逐次敵本據を殲滅せんとするいはゞ一瓢瀧しともいふべき地味で堅實な戰法だが作戰開始後僅か十日ですでに國境要線の敵師團中潰滅のものは一つとてもなく戰闘組織を譲つた敵第四軍もわが猛擊の前に全滅の危機に直面するに至つてゐる

元來中部國境防衛を受持つた敵第四軍團は英印軍第十七、廿、廿三の三ケ師團、別に一機械化旅團をもつて編成され兵力八萬五千を擁してあたが、敵第一線師團たる第十七師團はトンザン、ティデイムに潰滅し、カバウ谷地に布陣した第廿師團もタム附近においてわが包圍殲環内に封じこまれ刻々限化されるわが重壓下に支離滅裂、脱出路を求めて右往左往の醜狀で、堅陣タムの攻略もすでに時間の問題となつてゐる

廿三師團は最近廿師團と交替したばかりで一部はモーダク附近にある模様だが引揚げた大部隊も後方で休養する暇もあらばこそトンザン……

……救援にかりたてられ現にわが精鋭の激擊に大損害を被つて潰走、前記各師團に分屬された虎の子の第四十四機械化旅團も重輕戰車二百輛を連らねてタム南方で最後の逆襲を試みたがわが戰車、重砲諸部隊の果敢な反擊に遭つてほとんど大半を喪失、その存在すら疑はれるに至つてゐる

かくて最後に殘つたものは國境警備のインパール師團だが、大勢は……かれ此方で消えつゝある有樣で、今や皇軍の東部印度進攻は各個擊破の段階から敵策源地インパールをめぐる大詰攻擊戰に移らんとしており落下傘降下などあらゆる手段を出しつくして後方兵力を增加するなど最後の敵防衛線にもかゝはらずすでに大勢は決したかの感が深い

十七師遂に殲滅

【緬印前線○○基地にて橋本、星保報道班員廿八日發】トンザン、テイデイムの殲滅戰に於て一萬に達する兵力、二千輛による自動貨車などの兵力裝備の八割を喪失した英印第十七師團主力はトンザン北側に敗殘兵力を集結、必死になつてわが包圍圏の突破を企圖してゐたが、この火砲約十門、自動貨車約三百輛を有する三千の殘敵は廿六日遂に殲滅的打擊を受け四散するに至り同方面マニプール西岸地區はここに全くわが軍の制壓する所となつた

敵はこの形勢に狼狽、密林中を彷徨する敗殘兵の救出とわが北上を阻止すべくパレル方面にあつた第廿三師を續々と救援に南下せしめ交通兩方面より熾烈なる反擊を……

敵敗退を認む

【リスボン廿九日同盟】ニューデリーからのAP電報によればウクルル地區における日本軍の攻撃はいよいよ激化廿九日朝來インパール平原で日本軍作戰開始以來の大激戰を展開し、英印軍も兵力を急派して死物狂ひの抵抗を試みてゐるが、數ケ所で日本軍のため强力な楔を打込まれた模樣で東南アジヤ軍司令部も廿九日の戰況公報で「新陣地に撤收した」事實を認めるの已むなきに至つてゐるといはれる

カーサ北方 敵陣一角奪取
地上の十機を破壞

【北部ビルマ○○基地廿九日同盟】カーサ附近および同地北方に降下した敵空挺部隊に對してわが軍は連日航空部隊をもつてこれに猛攻を加へると共にビルマ國軍と協力して各方面から包圍殲環を壓縮してゐるが、わが一部隊は廿七日カーサ北方約六十粁の地點に陣地を構築し、飛行場を建設中の敵部隊に肉薄、同日夜半を期して之に猛攻を開始し堅固な鐵條網陣地により迫擊砲および多數の重機をもつてする敵の頑强なる抵抗を制壓してその一角を奪取し、更に敵中深く突入して、地上にあつた飛行機十機を破壞し、兵器、糧秣多數を鹵獲、敵兵多數を殺傷し引續き戰果擴張中である

廿二機を擊墜破
精油所奇襲 陸鷲前線に活躍

【ビルマ○○基地廿九日同盟】わがビルマ方面航空部隊は印緬國境にわたり果敢な活躍を續けてゐるが、廿七日午後一時惡天候を冒して北部印度に進攻し極秘裡に精油所を建設中であつたディグボイ(テンスキヤ、レドの中間)を奇襲しこれに爆擊を加へた、爆彈のため火災は確認出來なかつたが大損害を與へたことは確實である

また同部隊は進攻途中敵ダグラスPC3型輸送機一機と遭遇、忽ちこれを擊墜し、さらに歸途國境山脈上空において敵戰鬪機P51、P40など五、六十機と激烈な空中戰を交へその十五機(うち不確實五機)を擊墜破した、本攻擊でわが方も六機の尊い犧牲を出した、また日本航空部隊は廿九日大編隊をもつて……

アッサム北部のチヤブア、レド兩地區を强襲激擊する反樞軸戰鬪機隊と白熱的空中戰を展開したといはれる

二日間に三百機
ラバウル來襲依然熾烈

【ラバウル廿日同盟】ラバウルに對する敵機來襲は連日熾烈を極めてゐるが、廿七日には戰爆延百九十七機、また廿八日には同じく戰爆延百廿八機が來襲、わが所在部隊はこれを邀擊……

男女各種中等校に 初の學徒動員令
航空機關係工場へ挺身

【東京電話】決戰非常措置に基く學徒動員の先陣として中等學校生徒のうち全國三十餘都府縣にわたる各種學校、商業學校、工業學校女子商業、高等女學校、實業女子學校に初の學徒動員令が發せられ、文部省から三千百校が指定された

學徒動員は近く全面的發動を見ることになつてゐるが、軍需者からの要請もあり決戰非常の現下航空機增產と睨み合せ航空機關係工場へ繰出され勤勞戰線の强化を見たわけであるが、今回の動員は男子は各種學校、商業、工業の三年、四年および五年生など上級生で、中學校は含まれてゐない、女子は女子商業、高女、實女子職業に限られ何れも四月から一年通年動員に服し男子は工場でハンマー、旋盤を握り、女子は電氣、落下傘などの適正作業に從事することになつてゐるが各地の動員は寮舍等の整備によつて宿舍に合宿する方法もとられる

動員は茨城縣は三月一杯、東京都は廿日出動學校と工場側との連絡會を開催したので、直ちに出動、また神奈川縣は四月早々大部分出動を完了、その他の府縣も計畫案を提出中で四月上旬それぞれ出動するなど學徒動勞の活潑なる進展が四月下旬までに全國にわたつて實施される

直接稅、酒稅の增徵
四月一日より實施

【東京電話】第八十四回議會の協贊を經て去る二月十五日公布された所得稅法外廿九法律中改正法律の內物品稅、遊興飲食稅、入場稅および特別行爲稅に關するものは二月十六日より施行されてゐるが殘餘の所得稅、法人稅などの直接稅全部および酒稅などは全面的に四月一日より施行されることゝなり、これに必要なる勅令、省令が廿一日附官報をもつて公布された

課稅細目決る
丙種事業所得

【東京電話】時局關係によつて所得の增加した自由勞務者などに對し課稅の充實適正を期するため今次の增稅に當つては所得稅法を改正し新たに丙種事業所得稅を新設し……

社說
飛行機增產の要諦

現戰局の歸趨を決するものは飛行機である。その增產の成否こそは決戰の成敗を決定する。しかも明日の十機よりは今日の一機である。すべての國家的、國民的努力はあげてこの一點に結集しなければならない。この明々白々たる常識論が何が故に今更繰返へされねばならぬのか。われらの觀るところが以つてすれば率直にいつてその飛行機增產への國內態勢への切替へがあらゆる部面において未だ徹底せず、すべての施策が折角飛行機增產の方向に向けられてゐるに拘らず、この運營の實際が未だにその一步手前に低迷して、極めて曖昧な狀態にあると斷ぜざるを得ないからである。しかも特に朝鮮においてその感が深い。

例へば內地においては夥しい纖維工場が飛行機關係工場に轉換してゐる。劇場、百貨店の冷房裝置類の乾燥裝置なども直接に飛行機製作の設備と轉化してゐる。更に鑛、茶類などの搾油機、酒、醬油搾用のプレスまで夥しき數が業者の涙ぐましき赤誠によつて悉く……

しつゝある。以上は實に數個の例に過ぎない。朝鮮においてもかゝる飛行機生產に直接轉換し得べきものは非常に多いに相違ない。しかし實際はどうであらうか。かゝる內地に見られつゝあるが如き果敢な切替へは未だ行はれてゐないのである。勿論朝鮮においてはそれらの不急產業自體若くはそれが有する設備の轉換すべき對象が少いといふ理由がある。轉換しようにもその轉換を受入れるだけの緊急產業が發達してゐないといふ特殊の事情があるかもしれぬ。しかし考へ方、在意のしかたによつては轉換して飛行機增產の立派な……

一翼たり得るものが相當にあるはずである。また視角を飛躍させて大局的に見ればそれらの轉換すべき設備は多々ますく辨ずべき內地に移駐してまで飛行機の急速なる增產を期せねばならぬといふ論も成りたつのである。しかしさうまでしなくても朝鮮は朝鮮自體でそれらを有效に轉活用すべきものを有してゐるのである。例へば木製飛行機の生產といふことがある。この特殊の新しき軍需產業は朝鮮において立派に成立し得る諸條件を備へてある。勿論かゝる生產計畫は官において又民において……

まれてゐることであらう。しかし有效なもの、可能のものと一應の結論を得てゐるものなら、多少の犧牲や支障はあつても果敢果斷に實行に移すべきである。かく來ると不急產業の飛行生產への轉換といふことは朝鮮においても今にして計畫をして直ちに實行に移さるべき十分の理由を有することになる。朝鮮の企業整備は漸くいま緒につきつゝある。時期的には確に遲過ぎた。しかしいまそれを云々すべき秋ではない。今からでも決して遲過ぎないのである。それにしてもこの企業整備の目的が直接物的戰力の捻出にある以上、……

その方針は自ら直接戰力化するものから着手すべきであり、企業整備の第一次計畫……

軍需生產責任制へ
初の指定百卅八名
きのふ令書交付式擧行

苛烈なる戰局に對處して鮮內における重要軍需物資の生產、加工、修理及び軍需充足上必要なる事業につき新年度を期し軍需生產責任制を實施、戰力增强の國家要請に應へ全力を發揮し責任をもつてこれが完遂を期するため總督府はさきに軍需生產責任制度を決定したが、これに基く初の事業指定令書交付式は卅日午前十時より總督府第一會議室において嚴肅に擧行した、總督府からは小磯總督、田中政務總監以下關係各局課長、海軍武官府松本大佐、仁川陸軍造兵廠大久保大佐、國民總力朝鮮聯盟事務局總長、朝鮮軍參謀長、重要產業各界より萩原朝鮮鑛業振興社長以下百卅七氏、關係統制會朝鮮支部長ら出席、國民儀禮ののち小磯總督より指定事業者代表萩原鑛業振興社長に指定令書を交付、次いで小磯總督は『熾烈なる戰局に鑑み創意工夫、責任を以て增產完遂に努め以て國家の要請に應へよ』と訓示、これに對し指定業者を代表し萩原鑛業振興社長より『一切の隘路を打開し飽迄でも道知事より關係事業者に對し令書傳達を行ふ豫定であるが總督より交付された第一次指定業者は輕金屬關係十名、鐵鋼並に製鐵十三名、特殊鑛物並に非鐵金屬八十一名、石炭十六名、液體燃料三名、化學工業十二名、電力關係三名の合計百卅八名である

寫眞—きのふ本府の交付式

男同志の約束
總督告辭

戰局は愈々苛烈を極め敵はその物量を恃んで猪突驀進し來つたのでありますが固より皇軍の精鋭と必勝の信念搖ぎなき一億國民の鐵火の團結とは相俟つて近く驕慢なる敵に對し再び起つ能はざる一大痛擊を加ふるの好機を把握すべきを信じて疑はないのであります

然しながら此の雄渾なる攻勢移轉を可能ならしめ而も最も有效ならしむる爲にはさに必須なる航空機、艦船等の兵器を初めこれが原材料たるべき各種軍需物資の大量且つ急速なる補給を要することは勿論であります、最近生產陣營における烈々たる增產意欲の昂揚は政府の各種施策の斷行と相俟つて着々其の效果を擧げ、軍需物資の生產は飛躍的に增加の一途を辿りつゝあることは眞に同慶に堪へないところでありますが、戰線の厖大と敵物力の優勢に鑑みるときは尚之を以て足れりとすべからず、更に官民朝野の別なく一切の障碍を排除し國家の總力を結集して有效適切なる萬般の施策を講じ倍增三倍增の成果を擧げなければなりませぬ

これが爲には生產陣營にある產業戰士の各位が戰力增强の國家要請に應ずる熱烈なる氣魄を持するの要あることは固よりでありますが、一面事業經營の衝に當る企業者及び各工場事業場運營の任にある幹部諸君の旺盛なる責任感の發揚による積極果敢なる陣頭指揮に俟たなければならぬのであります

……

萬難排し完遂
朝鮮鑛業振興 萩原社長答辭

本日朝鮮軍需生產責任制度による第一回指定令書交付式を擧行せらるゝに當り總督閣下より懇切鄭重なる告辭を賜り私共指定事業者一同眞に感激に堪へない所である、戰局は眞に重大であり此の戰局を突破せんがためには朝野の別なく必勝の信念を堅持すると共に敵の飛躍的增產を急速に實現しなければならぬ……

輕金屬關係十名
鐵鋼、製鐵は十三名

朝鮮軍需生產責任制による第一次指定事業者次の通り

輕金屬 朝鮮住友輕金屬株式會社▲朝鮮電工株式會社▲東洋輕金屬株式會社▲朝鮮理研金屬株式會社▲日本マグネシューム金屬株式會社▲三井油脂化學工業株式會社▲三菱マグネシューム工業株式會社▲東洋金屬株式會社▲朝日輕金屬株式會社▲仁川化學工業株式會社

製鐵並に鐵鑛 日本製鐵株式會社▲朝鮮製鐵株式會社▲日本鋼管株式會社▲是川製鐵株式會社▲日本無煙炭製鐵株式會社▲茂山鐵鑛開發株式會社▲日鐵鑛業株式會社▲三菱鑛業株式會社▲鐘淵工業株式會社▲利原鐵山株式會社▲北鮮鑛山株式會社▲三和鑛業株式會社▲東洋拓殖株式會社

特殊鑛物並に非鐵金屬 日本鑛業株式會社▲日窒鑛業株式會社▲朝鮮鑛業振興株式會社▲朝鮮雲母株式會社▲中外鑛業株式會社▲東邦鑛業株式會社▲三寶鑛業株式會社▲帝國鑛業株式會社▲金井鑛業株式會社▲日本輕金屬株式會社▲朝鮮雲母開發販賣株式會社▲帝國鑛業株式會社▲柴田鑛業株式會社▲東洋雲母鑛業株式會社▲昭和鑛業株式會社▲東拓鑛業株式會社▲日本雄鑛會社▲三成鑛業株式會社▲昭和電工株式會社▲野崎……

……

石炭 朝鮮無煙炭株式會社▲朝鮮炭業株式會社……

液體燃料 朝鮮無水酒精株式會社▲朝鮮人造石油株式會社▲朝鮮石油株式會社

化學工業 日本窒素肥料株式會社▲朝鮮日產化學株式會社▲朝鮮化學肥料株式會社▲朝鮮特殊化學株式會社▲小野田セメント製造株式會社▲朝鮮小野田セメント製造株式會社▲朝鮮淺野セメント株式會社▲日本化成工業株式會社▲朝鮮セメント株式會社▲朝鮮電氣冶金株式會社▲東海電極株式會社▲日本炭素工業株式會社

電力 朝鮮電業株式會社▲鴨綠江水力發電株式會社

酒類大幅値上げ

【東京電話】大藏省では去る二十七日中央酒類委員會第五回總會において酒類價格の改訂案および昭和十九年度酒類配給計畫案を決定したので四月一日から實施するが、これによると先づ酒類の價格は各種原料の値上り、工賃の增加などに對處するため……

ガンヂー翁釋放要求

【廣東廿日同盟】ボンベイ來電によると重慶中央社の報ずるところによれば、印度各界代表百七十二名は廿八日總督ウエーベルに對し連名で速かガンヂー翁の卽時釋放を要求したといはれる

【リスボン廿九日同盟】ボンベイ來電＝印度各紙の記者團は廿九日總督ウエーベルに連名で聲明書を發しガンヂー翁の卽時釋放を要求した

反樞軸軍後退
カッシノ戰線

【リスボン廿九日同盟】ニボリ來電＝地中海方面反樞軸軍司令部は廿九日左の通り發表した

「攻擊開始以來十日間にわたつて繼續してゐた反樞軸軍部隊はカッシノ丘上部の前進陣地ならびにその一部陣地より廿七日夜撤退して高地陣地まで後退した」

亞、米大使追立て

【リスボン廿九日同盟】モンテビデオ來電によればアルゼンチン外相ルイス・ボリンヘルは廿九日アルゼンチン新聞記者團との會見で國交關係なき國の大使がアルゼンチンに止まる理由はないと暗に米大使アーマーの國外退去を要求したといはれる

チヤーチル信任投票を要求

【ストックホルム廿九日同盟】英政府は廿八日下院……において原案を固執、下院に政府の信任を問ふに決定した、チヤーチルは廿九日夜下院において次の如く言明したと傳へられる

政府は下院が次回の議事に入ると共にまづ第一に文敎改革案の委員會を再開し下院の修正條項を削除することに決定した、右削除の處置は現政府に對する信任投票と見做され、結果如何によつて驟政の常道に添く歸結を……

彈幕

【カツト】赤軍陣地に挺身肉薄負傷に屈せず突擊を命令する獨突擊隊小隊長

英炭坑罷業 造船に飛火

【ストックホルム廿九日同盟】ロンドン來電＝英國の炭坑罷業は激化の一途を辿り廿九日にはヨークシヤー炭坑地帶では新に一萬名が罷業に參加して罷業總員五萬名となり、スコットランドでは二千五百名が罷業中で、またクライドサイドの見習工夫一萬名はタインサイドの罷業見習工夫五千名に同情して罷業、更にハダースフィールド炭坑では二千名が罷業に入つた

また罷業はスコットランドの造船所にも波及しスターリングシヤー、ダンバートンシヤー、ラナ……

洪、三政黨を解散

【ストックホルム廿九日同盟】ブダペスト來電＝ハンガリヤ政府は廿九日、獨立農民黨、社會民主黨、農民黨の三政黨に解散を命じた

瑞、對ソ國交開始せず

【リスボン廿九日同盟】ベルン來電＝スイス社會民主黨は最近來スイス政府に對しソビエート政府との正常國交確立を要求してゐるが外相ピレ・ゴラス氏は廿九日スイス下院で『戰爭終了まで國交開始の意思はない』言明した

新潟鐵道局長更迭

【東京電話】……

消息

……

獨海軍艦艇活躍 ゴルゴナ奇襲

【ベルリン廿九日同盟】獨海軍當局はコルシカ島東北方……

會社經理統制令の廣汎改正

配當率指定を强化

役員の賞與現金支給を制限

經濟情勢の變化に伴ひ現行の會社經理統制令は廣範圍に亘る改正を必要とするに至つたので内地では去る十日より改正令、施行規則が實施されたが、朝鮮でも卅一日附官報で改正令が發布され四月一日より實施することになり、改正要點について總督府では卅日財務局長談を發表した、改正内容は殆ど内地と同樣で朝鮮では從來から住宅手當の支給を認めてゐるから更めてこの項に觸れず、他は全部同一である

社員の昇給率緩和

財務局長談

本令は施行以來三ケ年半を閲したのであるが、諸情勢の變化の見地より今回法令内容の全般に亘り相當廣汎なる改正が加へられ朝鮮においては三月卅一日府令第一二二號を以て改正令發布、四月一日より施行することになつたのであるが之が要旨は次の通りである

一、配當率指定の强化

配當率の指定は從來(一)當該會社の利益の實績に照し配當が過大なりと認めらるゝとき(二)當該會社の資金計畫に照し自己資金の蓄積が必要なりと認めらるゝときに限られて居たが今回の改正に依り(三)其の他國民經濟の運營上必要ありと認めらるるときを加へ現戰局下における本令運用の立場を明確にしたること

二、積立金の積立及び之が運用制限の强化

特別積立金の積立及び之が運用の制限を『國民經濟の運營上必要ありと認むるとき』に改め其の範圍を擴張したること

三、役員賞與現金支給の制限

役員賞與の支給方法に付新に規制を行ひ法定賞與額の七割を超ゆる部分は現金支給を認めず長期性貯蓄の方法を講ぜしめたること

四、役員及び社員に對する臨時給與支給の緩和

役員及び社員に對する臨時給與は從來原則として許可を要する建前であつたが今回之に特例を設け自治的報奬制度に依り會社が特別報奬金を受けた場合その報奬金を生產に從事した役員又は社員に對し分配する際には許可を要せざる途を拓きたること

五、社員昇給の緩和

從來は基本給料の年百分の七を平均昇給率としたるも之を基本給料月額百五十圓以下のものは年百分の十、百五十圓を超ゆるものは年百分の七とし下級社員の昇給を緩和すると共に昇給期を原則として年一回又は二回に限りたること

六、社員轉職の場合に於ける基本給料の規制方式變更

(一)前職當時の給與(一割增を廢止す)(二)轉職先の會社における社員中學歷及び學校卒業後の經過年數同等なる者の給與(三)別表に依り計算したる金額の中何れか高きものの範圍内の支給なるときは許可を要せざることゝしたること

七、社員手當規制方式の簡素化並に特別手當の新設

社員に對する特別手當の支給に付ては從來凡て準則を設け之が承認又は許可を要したるを改め左の場合は其の手續を要せず支給し得ることとしたること

(1)居殘手當又は早出手當にして一日九時間を超え勤務したる者に對し九時間を超え勤務したる時間一時間に付五十錢以内の割合に依り計算したる金額を支給する場合

(2)宿直手當又は日直手當にして宿直又は日直一回に付二圓以内を支給する場合

(3)休日出勤手當にして休日出勤一回に付三圓以内を支給する場合

(4)家族手當にして法令の定むる扶養家族一人に付月額五圓を支給する場合

(5)食事手當にして出勤日數一日に付五十錢以内を支給する場合

尚『入營、應召手當』は之を廢止し當該會社の給與内規に依り支給し得ることゝしたるの外新に『生產增强手當』を新設したること

八、機密費等の規制强化

(イ)從來資本金百萬圓以上の會社(特別の法令に依り設立せられたる會社を除く)のみに付規制したるを資本金廿萬圓以上の會社全部に付規制するに改めたること

(ロ)從來は機密費、廣告宣傳費[illegible]を併せ過去の實績又は承認を受けた基準月額に依り規制したるを改め機密費等の中より廣告宣傳費を分離して各々規制すると共に拂込資本金に對する一定率に依り法定不要許可限度を設け特殊事情あるものに付ては許可に依る特例を認むることゝしたること

九、寄附金等規制の强化並に簡素化

(1)從來資本金百萬圓以上の會社(特別の法令に依り設立せられたる會社を除く)のみに付規制し居りたるを資本金廿萬圓以上の會社全部に付規制す[illegible]

(2)從來は豫定額を報告せしめ之を超ゆるときのみ許可を要することとせるを改め(一)國防獻金及び恤兵金は規制より除外し(二)其の他の寄附金に付ては前の事業年度の利益金及び[illegible]資本金に應ずる一定比率に[illegible]不要許可限度を設け之を超え支出せんとするときに限り許可を要することとしたること

今回の法令改正要旨は以上の通りであるが會社においては本改正趣旨を諒得せられ今後共本令の圓滑なる運營に付御協力を願はして已まない次第である

賃借で操業開始

營團糧穀加工を直營

過剰遊休施設を他の重要部門へ轉活用すると共に糧穀の一貫的操作を具現するため本府が着々準備を進めてゐる糧穀精米加工業者の企業整備は、現在の諸準備が整備完了を俟つことを許さぬため、必要加工工場は四月一日から朝鮮食糧營團が賃借の形式で直接操業することになつたが、右に關して一般業者間に營團直接操業に指定せられた工場は企業整備の對象から除外され、非指定のものが整備されるが如き誤解を招いてゐるので、農商局當局では整備後は營團が統合直營するが、四月から直接操業する工場と雖も存置を必要としないものは整備の對象に入る旨の當局談を發表してその方針を明かにした

直營工場も整備對象

農商局當局談話

緊迫せる大東亞戰爭の現段階に對處し糧穀の一元的且一貫的操作を圖ると共に朝鮮における過剰遊休の糧穀加工施設はこれを他の國家緊急需要の部門へ轉用し以て綜合戰力の迅速且高度の增强を圖らんが爲に糧穀加工施設は之を朝鮮食糧營團において統合直營することに方針の決定を見たることは既に[illegible]

滿洲依存强化

鋼材現物化急務

[illegible]重要機械設備と勞働力の重點的轉活用を目途とする企業整備は、さきに決定をみた第一次指定業種の部會と並行して第二次指定業種は四月末までに完了させて設備の轉活用を圖ることになつてゐる一方企業系列の調整を目途とする第三種工業は八月頃と豫想されてゐる、從つて明十九年度の物動計畫に織込まれてゐる企業整備に伴ふ機械設備、金屬類と勞務のうち、機械と金屬類が物動に寄與するのは第三四半期以後と推定されてゐる

[illegible]れ、しかも生產產業の後進性を反映して轉活用に最も大きな比重を占めてゐる第三工業も木材、精米及び鑛漁業設備のほかは質的に餘り期待をかけられぬ實情にあるかゝる特殊事情により重要機械類の確保はあくまで生產計畫に基づいて、生產技術の向上と生產分野の調整、要員基準の設定等により鮮產メーカーの生產能力を飛躍的に增大させると共に今後は鋼材の對內地依存を對滿支依存へ急速に移行し、これが現物化を確保することが急務とされてゐる

鑛物價格引上

特殊鑛の重點開發

增產强行に伴つて現に採算惡化を招いてゐる重要特殊鑛山に於ては資材、運賃の騰勢と坑道の深長をはじめ、機械設備の損傷磨滅により償却年限の短縮を餘儀なくされ、採算惡化は今後一層の深化を不可避視されてゐるので、鑛工局では合理的價格基礎を確立し、價格面における隘路を打開するため亞鉛、鉛、黑鉛に引續いて適正價格の改訂を考究中である

[illegible]一律的に鑛物價格を引上げると山の價格局騰を招き山師の暴動により却て健全な增產を阻害する結果を招來する惧れがあるので稀有元素を除く一般鑛物については償却年限、投下資本、含有量を勘案し山別に適正價格を改訂する方針である、而して開發は特殊鑛物については稼行鑛山の重點開發をはかり新規開發は原則として抑制する方針である

申請百卅一件の半數を免許

鮮內證券業整備

朝鮮有價證券業取締令(十八年九月)に基き、鮮內有價證券業者はいよいよ三月十四日を以て營業期限滿了し、同日以後は改めて免許を得たもののみが、業務を繼續し得ることとなり、免許方針については十八日の企業整備委員會證券部會で具體的に諸問題を檢討して最終案を決定した、今日までの免許申請數は百卅一件で、既に認可を得てゐるのは內地に本店を有する山一、大和、日本勸業證券の三社、鮮內業者は約半數が免許を得、殘り半數は整備の對象となり、新規開業は認めぬことになつてゐる

決戰貯蓄

鈴木武雄

昭和十九年度の國民貯蓄目標額が三百六十億圓と決定せられたことについて一言し決戰貯蓄總蹶起への一資料としたい。貯蓄は國家資金動員計畫の重要な一部門をなすものであるが、十九年度國家資金動員計畫の概要は次の如くである。

先づ國家所要資金を見ると、一般會計經費が一百二億圓で、臨時軍事費特別會計卽ち戰費が三百八十億圓、合計五百八十二億圓であるが、このうち一般會計から臨時軍事費特別會計に繰入れられる重複額があるから、それを除くと五百十億圓となる。ところが臨時軍事費會計の歲入內譯をみると、借入金七十億圓、雜收入十六億餘圓といふのがある。この借入金は南方開發金庫よりの借入れであり、また雜收入中十五億圓ほどは南方現地における軍票その他戰利品の拂下等による收入であるから、この兩者合計約八十五億圓は南方において調達せられるものであり、從つて國內調達を必要とする國家所要資金は、右の五百十億圓からこの八十五億圓を引いた四百二十五億圓となる譯である。

これだけはどうしても我々の國民所得によつて賄はれねばならぬが、これが如何なる方法によつて調達せられるかといふと、租稅及び煙草專賣價格の如き准租稅として百四十億圓を徵收し、その殘り二百八十五億圓を公債發行によつて調達することになつてゐる。公債發行による調達は結局國民が直接公債を買ふか或は金融機關に預貯金して金融機關がこれを以て公債を消化するかしなければならぬから、つまり國民所得のうちそれだけが消費されずして貯蓄されねばならない。

然るに、航空機增產を主軸とする重要產業の生產資金もそれが長期的設備資金である限り國民所得のうちから貯蓄せられたもので賄はれねばならぬが、決戰段階にあつては設備の增設なき增產卽ち現有設備の最高能率發揮による增產を原則とするから、この生產資金は必要止むを得ざる最少限度にとどめて前年と同額の六十億圓と豫定されてゐる。從つて結局國民所得よりの貯蓄に俟つべきものは公債とこの生產資金との合計三百四十五億圓となる。

この他、年々の增產に基く國民所得でなしに國民の懷にはひる資金として企業整備關係の資金七億圓及び既往年度から手許現金として退藏せられてゐると見られる八億圓合計十五億圓は所謂浮動購買力を形成すべきものであるから、これを貯蓄によつて吸收封鎖することがインフレ防止のために必要である。そこで十九年度貯蓄目標は、國民所得からするものと、これとを加へて合計三百六十億圓と決定せられたのである。

さて十九年度國民所得の合計は政府資金撒布の增加、國民總力を發揮しての增產等の結果、十八年度よりも百億圓を增して六百億圓を算するものと見積られてゐる。このうち百四十億圓が前述の如く租稅及び租稅類似負擔として徵收され、三百四十五億圓が貯蓄されねばならぬから、國民所得の殘りは百十五億圓となるが、これは國民の生活消費支出がこの範圍內に喰止められねばならぬことを意味してゐる。三百六十億圓といふ巨額の決戰貯蓄を完遂し以て大東亞戰爭を必勝に導き得るか否かは實に國民の生活消費がこの百十五億圓の範圍に切詰められるか否かにかゝつてゐるのである。然るに國民一億とすれば、これは一人當り年額百十五圓の生活費となり、五人家族としても六百圓に足りないから、それは言ふべくして行はれ難い無理な机上數字ではないかと疑ふ者があるかも知れないが、それは誤りである。

先づ第一に、この一人當り百十五圓の生活費といふのは老人も赤坊も生活程度の高い者も低い者も南洋の原住民や高砂族の如き者も全國民をおしなべて一人當り平均であるといふこと、第二に、消費稅や物品稅等の稅金は右の消費資金の中には含まれてをらず、租稅及び租稅類似負擔百四十億圓の中に約六十億圓含まれてゐるから實際の生活消費支出にはこれを加算せねばならぬといふこと、第三に、國民所得六百億圓といふのは貨幣所得のみであつて例へば農家が供出以外の生產物を自家消費する場合とか自己所有の家屋に住む場合とかは含まれてゐないこと等を考慮にいれるときは、必ずしも無茶な數字ではない。十八年度の消費資金は百三十億圓であつたから十九年度は一割二分の生活費切下げを要するが、前述したとから、これは平均の率であり、從つて生活程度が高くなほ餘裕ある階層はこれよりも大幅の率において、又生活程度が低く餘裕の乏しい階層はこれよりも低い應分の率において夫々生活費切下げを斷行し、以て全體として一割二分の切下げ、總額百十五億圓の範圍內に生活費を喰止めるのでなければ、三百六十億圓の決戰貯蓄は完遂出來ないのである。(筆者は城大教授)

滿洲雜穀の入荷不調

重要物資發送と船荷不足が原因

日滿支を通ずる食糧自給の見地から滿洲雜穀の輸入は鮮米內地移出の見返り品として極めて重要な意義を有し、年々滿洲雜穀の入荷如何が鮮米の內地移出に多大の影響を及ぼしてゐるのであるが、現在の入荷狀況は計畫量の六六%、六月末日までの總計畫量に對する四〇%といふ數字で、これまで比較的順調な推移を見せてゐたものが漸次不調を示しつゝあることは注目される、この原因は滿洲國側の雜穀の發送が漸次他の重要物資に押されてゐること、並に船荷の不調によるものであるが、春耕期及び端境期を前にして若し滿洲國よりの雜穀入荷がこれ以上不調を續けるとすれば鮮米の對內地移出に重大影響を及ぼすべく、總督府としては今後の滿洲國側の出方に多大の關心をもつてゐる

千六百萬石

朝木供出に拍車

原木一千六百萬石の責任生產を受けた朝木では、各道木材供出割當の決定を俟つて全社員一丸となり增產邁進に挺身し、航空機、造船、石炭、電力、鐵、輕金屬等五大重要產業の生產增强に拍車をかけるとになつた、一方輸送方面においては萬已むを得ざるものは鐵道運輸に依存するが、他は大體左の如き方法によつて輸送隘路の打開と配給の圓滑化をはかる方針である

一、北鮮地方の原木は鴨綠江、豆滿江に流し、新義州及び會寧に集積せしめて鮮內各地に搬出する

二、海岸に近い原木は海洋筏に組み、或は艀舟に積んで運搬し、釜山、元山、仁川、鎭南浦諸港に陸揚げすべく目下交通局海事課と種々協議中である

一日から旅行證明書制度

【東京電話】運通省では決戰非常措置要綱にもとづく旅行條件の設定その他を四月一日より實施、廿九日左の通り發表した

▽警察の旅行證明書を受ける場合 大體百キロ以上、時間にして約二時間以上の旅行をする場合は本人またはその代理人が現住地(旅行者現住地)所轄の警察署派出所または駐在所備へ付の旅行證明書に住所氏名、年齡、旅行理由、乘車驛區間を記入して係官の證明を受け、この證明書を驛へ出して乘車券を購入する、同一旅行目的、行程で旅行するもの、例へば家族づれで旅行する場合はその代表者の旅行證明書(氏名欄は何某ほか何名と記載)一枚で名前別の證明書に代ることが出來るが、不急不要の買出し、遊樂、隙間訪問、學生生徒その他休暇日の歸省旅行、各種團體の總會、大會などの出席旅行には證明書は發行されない

▽警察署の旅行證明書を必要とせぬ旅行 一、公務または團體、公會が旅行證明書を發行する、また法令による重要團體、日本新聞會、翼賛會、辯護士會などは當局の承認をうけて證明書を發行し得る 二、入營、入團、應召、應徵、疎開などのため旅行するもので現役證明書、召集令狀、疎開點呼參加令書、徵用令書、移住證明書その他の關係書類を有するもの

旅行證明書は旅行の必要なることを證明するものではあるが、必ずしも乘車券を買へるとは限らない、每日一定數の乘車券が賣られ、それ以上は賣切れになつてゐるので[illegible]場合にも買へる建前になつてゐるが出來ない、この證明書は復路の[illegible]、旅行が終るまで旅行證明書を携帶しなければならない

改正會社統制令の要點

生產增强手當の新設

宣傳、機密費等に規制を强化

[illegible]ては三月卅一日附朝鮮官報をもつて施行規則を發布、四月一日から施行することになつた、經理統制令は同令施行以來三年半餘を經、その間大東亞戰爭の進展に伴ふ經濟情勢の著しき變化をも見てゐるので、最近の物價の騰勢などを考慮し且又生產增强の見地から社員給與の緩和及びその自治的運用の範圍を廣める反面、役員賞與の現金支給、機密費、寄附金の支出などについて規制の强化を圖ることになつたのであるが、岡村財務局經理課長は改正の主要點につき左の如く解說した

役員賞與の現金支給制限

[illegible]賞與分による支給など貯蓄の方法が勵行されて來たのではあるが、今回法令上の措置として法定賞與額の七割相當額を超える部分は一定の長期性貯蓄としなければならないことになつた

價格報奬金の支給は不要許可

會社が價格報奬制度により特別の報奬金を受ける時は其の報奬金の財源中から他の費用に充てられたものがあるときはその部分を除き、これを臨時給與として役員及び社員に分配するについて、一々許可手續を要しないことになつた

轉職者の初任給規制方法の改正

轉職者の初任給については從來[illegible]前職において最後に支給を受けた基本給料及び在勤手當の合計額の一割增又は別表による計算額の範圍で定めることが認められて來たが今回の改正によりこの一割增の制度は廢止せられ、その代り

(1)前職において最後に受けた基本給料及び在勤手當の合計額より轉職後の會社より支給を受くべき在勤手當を控除した金額、但し朝鮮以外の地域例へば內地とか滿洲からの轉職の場合には前職において支給を受けた基本給料

(2)施行規則別表第二號表により計算した金額、例へば專門學校卒業の技術者は七十圓に卒業後の經過年數一年について四圓を加算した金額(卒業後一年以上を經過せる者の經過年數に對する加算額は今回の改正により大學出は從來の三圓を五圓に、專門學校出は從來の二圓五十錢又は二圓を四圓に、中學校出は從來の一圓を三圓に、女學校出は從來の一圓五十錢を二圓に夫々增額せられた)

(3)轉職後の會社において學歷及び卒業後の經過年數が當該轉職者と同等なる者の基本給料、この場合卒業後の經過年數が全く同一な者はないが、その一、二年後の後輩がゐる場合には其の者の基本給料を基準として施行規則別表第二號表による卒業後の經過年數に對する一年當り加算額を加算した金額を基準とすることは差支ない

以上(1)(2)(3)の中何れか高い金額を以て初任基本給料を支給し得ることに改められた、なほ朝鮮內における轉職の場合(1)の適用については前職及び轉職會社共基本給料及び在勤手當(在勤手當なきときは基本給として計算する)の合計額である點は特に注意を要する

社員昇給限度の算定方法等

從來は昇給限度の計算については各昇給該當者の經過月數に應じて[illegible]繁雜な計算をしなければならなかつたのを改めて、計算の基礎を或る一定時期における社員給料金額に置くことにした、その結果社員の昇給は每年一回又は二回會社の定めた一定の時期に行ふことに定められそれ以外の時期における臨時昇給は從前の通り許可申請を要することになつた、なほ平均昇給率は從來劃一的に年七分であつたが今回の改正により基本給料百五十圓以下のものは給料合計額の一割、百五十圓を超えるものは七分の割合で計算することに緩和せられた

定期昇給の限度の計算方法は先づ(第一)に在職全社員中から入營、應召及び應徵社員にして會社の勤務に復歸して後一年にならない者を除外する(第二)に殘りの社員を現に入營應召及び應徵中の社員と其の他の社員とに二分する(第三)に右の二分された社員の各集團について更に基本給料百五十圓以下の者と百五十圓を超える者とに分け年一回の定期昇給を行ふ場合には百分の十又は百分の七、年二回定期昇給を行ふ場合には百分の五又は百分の三・五を各基本給料合計額に乘じて計算する、この場合年二回の昇給を行ふ時には第二回目の昇給の基礎となる基本給料は第一回目の昇給のときの給料を採らなければならない(第四)に右の樣にして計算された昇給額を入營應召及び應徵者社員と其の他の社員との二本建に集計して其の各總額の範圍內で個人別の昇給額をどうするかは會社が自由に決定するのである

尚本年一月より改正令施行前たる三月末日迄の間に會社が社員昇給を行つた場合には其昇給額を一般社員と入營、應召、應徵中の社員との二つに分け、各昇給額を昭和十九年の定期昇給の限度から控除する、この場合も會社復歸後一年以內の入營、應召、應徵社員の昇給及び所謂許可を受けてなした水準化昇給の不要許可限度との差額は全然別個取扱となり右の控除額中に含ましめない

社員特別手當の新設及び不要許可限度の設定

(1)新たに生產增强手當が特別手當として認められることになつた、この手當の具體的金額は各會社が準則を定めて朝鮮總督の許可を受けなければならないが、本手當は生產現場において直接生產に從事する者を對象とするものである、尙內地においては都市住宅手當を新設したのであるが朝鮮においては從來から住宅料を特別手當として認めて來たので內地と異なり之を特別手當として新設しなかつた

(2)特別手當中次の條件のものは支給について準則の許可を要しないことになつた

(1)居殘又は早出手當は一日九時間を超えて勤務した時間一時間につき五十錢

(2)宿直又は日直手當は一回につき二圓

(3)休日出勤手當は一回につき三圓

(4)食事手當は出勤一日につき五十錢

(5)家族手當は一人五圓以內

機密費、宣傳費の規制

從來交際費、接待費、廣告宣傳費其の他同性質の支出を含め一括して機密費等として實績による規正が行はれてゐたが、今回の改正により機密費、交際費、接待費を一つのものとし廣告宣傳費を別のものとし二本建として各々につき施行規則別表第一號表の拂込資本金に對する各割合によつて一率に不要許可の限度が設定された

但し從來機密費等の支出實績が多かつた會社について一率に右の法定限度に規正することは會社の運營に支障を生ずることを顧慮し斯る會社に對しては三事業年度間(六月を超ゆる期間を一事業年度とするものに付ては二事業年度間)經過的な緩和措置が講ぜられてゐる

即ち、本改正令施行後最初に開始される事業年度直前の二事業年度の機密費、廣告宣傳費の支出實績總計額を機密費、交際費接待費の合計額とに二分してその各々の支出實績總計額に對する割合を求め、之を從前の機密費等基準月額に乘じて得たる金額が今回改正の結果定められた法定限度額を超えるときは、其の超過部分に相當する金額について最初の事業年度は七割五分(六月を超える事業年度の會社では六割)第二回目の事業年度は五割(同上會社では一割五分)第三回目の事業年度は二割五分に當る金額を法定限度に加算してよいのである

尙機密費等の規正は適用會社の範圍が擴大せられ資本金廿萬圓以上の會社凡てに適用されることになつた

寄附金の規制

從來の豫定額の報告を廢止し新に法定限度を設け而も國防獻金、恤兵金は之を規制外とし資本金廿萬圓以上の會社凡てについて規制を行ふことになつた

法定限度は(1)當該會社の直前の事業年度純益金の百分の二・五に相當する金額と(2)拂込資本金額に應じ百萬圓以下のものは千分の三、五、百萬圓を超え千萬圓以下のものは千分の三〇、千萬圓を超えるものは千分の二、五の割合を拂込資本金額に乘じて得た金額、以上(1)及(2)の合計額の二分ノ一である

法定額を超過し支出する場合には許可を要することはいふ迄もない

還都四周年

慶祝に沸く南京

[illegible]

血戰錄

砂糖の改正配給を繞つて府民の間にとかくの問題が起つてゐるが、全く決戰下らしくない話である▼四月から改正配給を前にしてか、たうとう二月と三月の分は一世帶に一斤か二斤を配給されたところは良い方で無配給に終つたところもあるといふ▼無配給は勿論、一斤か二斤では乳幼兒や幼兒をかゝへてゐる家庭では深刻に困つてゐる▼それに四月からの配給店登錄を繞つて、自分の店に指定しなかつたから納豆も賣らぬ、醬油もわけてやらぬ、味噌も何もと、今まで買つて來てゐた生活必需品の購入を拒絕されるといふやうな生活脅威が諸處に起つてゐる▼今更ながら、砂糖にこれ程の魅力のあつたことに驚くと共に、商店側の砂糖に甘さで釣り甘さで圍めるなどといふけちな女の如き行動を取つてゐるもののあることは實に遺憾な▼さて四月以後の配給を自分の店に指定しなかつた故をもつて、若し二、三月配給を押へた砂糖を私する商店ありとすれば、それこそ不埒極まる、一掃すべきである●

文化便り

◇朝鮮馬事會本部では健馬報國運動を起し愛馬精神の昂揚を圖るため四月四日夜一回愛馬講話映畫、音樂、舞踊會を府民館で催す

◇朝鮮輸出工藝協會では、總督府の後援を得て、第二回朝鮮工藝圖案展を四月四日から五日間三越四階にて開く

◇京日歌壇 四月二日午後一時から貞洞町の京日別館にて開催

◇田中梅吉氏(前城大教授)二十九日離鮮、東京都世田谷區成城町三六四に卜居

◇平間文壽氏は昨年離鮮東京に滯在中のところこのほど歸城

◇柳致眞氏(文人報國會小說、戲曲部會長)は取材のため黃海百年鐵山、平壤無煙炭、新義州方面の重工業部門などの現地視察を終へこのほど歸城

證券市場

强保合 (卅日)[illegible]ちに引續いて鮮內手控へ[illegible]面閑散ながら底意は堅調[illegible]ない、從つて目先の材料[illegible]活潑なる場面が展開されるものと見られ、時に月替りが期[illegible]

◇朝證長期取引[illegible]

◇大阪實物・東京實物[illegible]

現株仲値 (卅日)

[illegible]

半島に愈々徴兵制實施

青年に沸る盡忠魂

未適齡者も血書で採用志願

…峴底町六一ノ三、柳川春正君（一九）は峴底町郵便局に勤務してゐるが『盡忠報國』の血書を持ち廿日鍾路區役所を訪れ〝適齡未滿ではあるが光榮の第一回徴兵に是非お願ひします〟と懇願、一同をあつく感激せしめた

なほ廿日まで同區役所に適齡未滿の現役志願を申出て聞き届けられた愛國青年は廿名の多數にのぼつてゐる、苑南町一五一、月本盛三郎（一九）▲鍾路三ノ一七一、旅城履勳（一九）▲慶志町一ノ一八、芳田臣（一九）▲花洞町九二、相田東一（一九）▲司諫町一九、元原鎭竹（一九）▲苯子町一四八、三山炳鎬（一八）▲城北町一九三ノ四、金原鎭鎔（一八）▲桂洞町一一五、農山起成（一九）▲西大門町二ノ一ノ一七、岩本勳植（一八）▲公平町八八ノ二、金山英會（一九）▲西大門町一ノ九八、和田宇雄（一九）▲瑞麟町三三〇、毛利久司（一八）▲鍾路六ノ二五ノ九、山川泰弘（一八）▲城北町一三三ノ四、安原訓（一九）▲明倫町四ノ三三、松原常雄（一九）▲齋松町七二ノ一、牧山宰求（一八）▲内需町一五〇、金山英會（一八）▲勸農町三二、大峰相傳（一九）▲通義町一四、徳山善秀（一九）▲三清町三五ノ八九松本守（一九）

晴れの檢査日割 鍾路

鍾路區の壯丁徴兵檢査は内地人側は五月廿八日から卅一日まで京城商工會議所で、なほ半島人側は六月十三日から七月一日まで孝悌國民學校で實施するが、その日割は左の通り

（内地人側）廿歳＝廿八、廿九日…

…れの第一回徴兵檢査は四月十五日から六日間元町國民學校で行ふことゝなつたがその日割は次の通りである、なほ内地人側は追つて發表をみるはず

四月十五日＝西界町、三坂通、…

東大門の日割

東大門管内の壯丁徴兵檢査は半島人側は四月十九日から廿四日まで東大門國民學校で、なほ内地人側は六月一、二の兩日に亘つて京城商工會議所で實施することになつた、その日割は左の通り

【半島人側】四月十九日＝龍頭町、崇仁町▲廿日＝昌信町▲廿一日＝敦岩町▲廿二日＝新設町、祭基町▲廿三日＝安岩町、鍾岩町、回基町、徽慶町、踏十里町、清凉里町、里門町

【内地人側】廿歳＝六月一日▲十九歳＝二日

なほ徴兵檢査に先立つて四月四日から九日まで同區役所三階會議室で適齡者及び法規事項の説明があるので適齡者は全員…

なほ回基町七〇平沼龍浩君（一九）は廿八日適齡未滿の現役志願の手續を終へた

徴兵へ張切る若人

先輩迎へて本府青訓生が鍊成

楊柳みどりに芽生える廿日の午下り總督府東側鍊成場に春の淺しき地殼の息吹きを蹴散らし角帽の大學生の指導の下、銃劍道に練り鍛へる若人の一群があつた、愈々四月一日から開始する半島徴兵制による初の檢査を目の前に控へただけにその雄々しき姿は一しほ人眼をひく、たぐくの汗をふかうともせず、必死となつて指導してゐるのは志願兵出身豫備伍長で明大法科二年在學中の豐井鍾乙助君、總督府青訓生だつたことは言ふまでもなくてゐるのは總督府青訓生たち、…

滿洲農業を卒へて報恩國民學校に奉職した豐井君は當時半島志願兵への消極的青年の蹶起を身にひしくと感じて率先志願、陸軍特別志願者訓練所第一期修了生として〇〇部隊へ入隊し更に〇〇方面の守備兵の光榮に浴して活躍、天晴れ兵長として武勳の錦を郷里の滿洲にかざつた…

…熱血の青年先輩、豐井兵長を迎へた本府青訓生たちは勇みに勇んで鍛錬してゐる【寫眞＝本府青訓生の銃劍術】

町會事務講習會

…戰局の緊迫につれて末端行政機關たる町會の事務は防空、防衞をはじめ勞務、配給など日毎に膨脹し繁雜を極めるので生温い方法ではこれを敏速に處理することが難しく、先づ事務員の質的向上が叫ばれてゐるので永登浦區役所では廿日午前十時から同會議室で『町會事務講習會』を開いた

出席者は各町會から一名宛十九名で伊原戸籍、兵務課長から戸籍、兵務に關して法規と實務に…

人口調査打合會

五月一日午前零時を期して全國一齊に實施される昭和十九年度人口調査に京城府ではその正確を期し萬般の準備を進めてゐるが、調査區域を町會聯盟の組單位とし組長一千七百七十八名を調査員に依囑して行ふこととなり、廿一日午前九時卅分から府議會議室に各區代表の調査員の參集を求め事務打合會を開催する

東大門署射擊會

東大門署では春季射擊鍊成會を廿九日午前八時から京畿射擊場で擧行、牛島署長總指揮のもとに警員が息づまる白熱戰を展開して午後二時終了した、優勝者氏名は左の通り

（幹部）一等＝森末總部▲二等＝金原警部補▲三等＝牧野警部補（巡査）一等＝坂上國雄▲二等＝園田武雄▲三等＝原田新治▲四等＝赤坂秀夫▲五等＝稅田正夫▲六等＝前田孝治

勞務態勢を刷新

査察隊を重要事業場に派遣

重要物資生產增強に當つて設備の最高度の活用とともに勤勞管理の強化により作業能率の向上を要請してゐるが、勤勞管理と勞務行政の現況には改善を要する點が多く、殊に現場責任者の勞務管理に對する熱意は冷淡なものがあるので、京畿道勞務課では道内重點產業の勞務實態を明確に把握し今後の施策に供するため查察準備を進めてゐる、查察の對象は重要事業場、鑛山、工場にかて增產に挺身敢闘してゐる產業戰士について勞務管理の現況▲賃金給與▲厚生設備と鍊成その他…

京城競馬の本馬場調教

…

轉進藝妓先づ錬成

衣料挺身隊を結成し御奉公

決戰非常措置で勞番、藝妓は一齊休業した、さてこの藝妓さん達の行くべき道は どんな ふうであらう、半島でも大きな社會問題として注目されてゐる時、京城新町東勞番では 愈々本格的に「衣料產業女子勤勞挺身隊」を結成、就業に先立つてみそぎ鍊成を行ふがこれに對し朝鮮聯盟では積極的に指導に乘り出すことゝなつた、中區の両券番では休業當時百廿名の藝妓があたが、自前藝妓廿二名はすでに鑛山慰問に巡廻を組織し一部はすでに鑛山慰問に巡回を試みて好評を博してゐる、殘り九十八名のうち、仕替、落籍、娼妓等に轉業者を除き卅餘名が今回の挺身隊員として就勞するもので、中區本町一五一衣料產業會社蓮若年井職氏の積極的斡旋で愈々實現をみることとなつた、隊員は十七歲から廿歲までの女子卅名から成り

【私達も一年や二年でお臨服勤めが出來るなど殊勝な氣持はありません、喰ふか喰はれるかの苛烈な決戰下お國あつてこその私共ですからこの際必死の覺悟で働きます】

と與も固く先づ四月一日から精神鍊成のためのみそぎを行ふことゝなり朝鮮聯盟に依囑して顧牛次長以下の講師が熱意こめての指導を行ふこととなつた

半島初の劃期的な試みだけにこれが成果は各方面から非常に期待されてゐる、期間は四月一日から七日間、新町勞番内に宿泊の上、宮永鍊成課長を講師として國民儀式作法から徵學の指導遂繕と作業の實習がなされるが

早春耕必行

道農務課が實踐事項を發表

…

ヨイ子の赤誠

…

日常の什器

有合せで間に合さう

戰ふ家庭

淑明女子專門學校教授原田一先生をお訪ねして家庭什器取扱ひのふだんの心構へをおききしました

茶碗、皿、鉢などのやうな食器類、或ひは鍋、釜、庖丁といふやうな台所道具、さては火鉢、花瓶などの座敷用具はどの御家庭にもなくてはならぬものであります、しかし私たちの家庭生活が決戰態勢をとらねばならない今日この頃では、これらの日用の什器の一つ一つがお國から頂いた大事なものであるといふ考へで丁寧に取扱はなければなりません

（イ）なるべく買はないですますこと 間に合ふ限りは手持品を使ひ品物が店頭にあるうちに買はうとか、値の上らぬうちに買つておかうと無暗り買ひもしないのを實行するのはつゝしむべきです

（ロ）同じ使ひみちのものを幾つも持たぬこと 例へば新家庭などで時計が買へず御困りのところが澤山あるのに、茶の間にそれぞれ掛時計があり更に床の間とか、箪笥やら机の上に置時計があるといふやうなお宅はないでせうか、また同十人前の茶碗が戸棚の中であくびしてゐるお家はありませんか、同じ使ひみちのものは是非必要なものだけを殘し餘計なものはなくて困つてゐる方に分けてあげたいものです

（ハ）なるだけ兼用すること 味噌汁用のお椀だとか、清汁用のお椀だとか、お汁粉用のお椀だとか或は紅茶用の茶碗、珈琲用の茶碗だなどと使ひみちの似たやうなものを幾種類も用意してあるお家庭ではそれを一まとめにしてしまふべきです、味噌汁用のお椀に清汁を入れたり、お汁粉を入れたりして何の差支へがあるでせうか

（ニ）出來るだけ大切にすること 贅沢前にはお金さへ出せば何でも買へるといふ便利に馴れて品物の有難さを忘れがちではなかつたでせうか、紙一枚でも「勿體ない」と拜んで大切に使ふべきです

（ホ）手入れをよくすること 手入れのよしあしで品物の持ち方が大變違ひます、何十年前に買つた庖丁を新品のやうに用ひてゐる家庭があるかと思へば、買つたばかりのものが使へなくなつてゐるといふお宅もあります

（ヘ）保存法に注意すること 諸道具で用ひないものは、その品物にかなつた方法で大事にしまつて置くべきです、しかし一般的に直射日光に當てず、風通しをよくすることです

（ト）破損したら早目になほすこと 破損したものをなほさずに間に合せて使つてゐると、まず破損がひどくなつてしまひには全く使へなくなります、破損は小さいうちに修理するやう心掛けまたこれは粉いものはこぼれない先に繕ひ補強を施すべきです

（チ）置場所を定めておくこと 小刀や鋏類は本箱の右の抽斗、匙類は茶簞笥の三番目の抽斗といつた風にそれぞれの置場所をチャンと定めて、誰でも必要な時すぐ出せるやうにすべきです

混亂

市場で配給のシャツを賣り出したところ、群衆がワッと一度におしかけたので大混亂をひき起してしまつた、店員は刷にしかねて品物をかゝへて外へ逃げ出してしまつた、騷ぎがしづまつた頃店へ歸つて見ると、ガラスは割られ、品物は無くなつてゐるといふ有様で店の損害は少くなかつたといふ、これは一小市場の出來事としてうち捨てゝおけない問題であると思ふ、時局は何時空襲をうけるか知れないところまで緊迫してゐることは誰でも知つてゐるし、その場合にも整然と活動するだけの訓練は出來てゐるはずだ、それなのにシャツを買ふ位でこんな混亂を引起すなど は府民の恥である

鷄の飼ひかた

養鷄飼料に苦勞してゐる方も多いやうですが、春から秋までどこでも得られる雜草の中には飼料として申分ないものも多々あります、次にその飼料價値をみませう

…

3

『アッ、鐵サン、ヤハリ飛行機…』

衛生と調理

…

宗教閑話

…

椰子 (189)

海野十三作 村上松次郎繪

大捕物（三）

…

東京海上火災保險株式會社
明治火災海上保險株式會社
三菱海上火災保險株式會社
右三社合併業務開始三月二十日

東京海上火災

本店 東京都丸之内（東京海上ビル）
支店 札幌・仙台・横濱・金澤・名古屋・京都・大阪・神戸・廣島・福岡・台北・新京・天津・上海・京城・高雄

京日案内